令和9年度　保育士養成施設入学希望者
長崎県保育士修学資金貸付事業　募集要項
（予約生募集）

社会福祉法人　長崎県社会福祉協議会

１．事業の目的

保育士養成施設に入学し、保育士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、長崎県内の保育施設において保育士の業務に従事する者を確保するとともに、その定着を図ることを目的とします。

２．貸付の対象者

以下のすべてに該当する方

① 令和8年度に卒業見込の長崎県内高校生である。
② 令和9年度に都道府県知事の指定する保育士を養成する学校（以下「養成施設」※1という。）に進学を希望している。
③家庭の経済状況等から学費支弁が困難である※2。
④ 学業成績が優秀※3（５段階評定の平均値が概ね3.0以上）であり、学習意欲がある。
⑤ 養成施設を卒業後に保育士登録を行い、長崎県内の区域及び施設等において、保育の業務に従事する。

※1 養成施設は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学、短期大学、専修学校（高等課程、専門課程）である必要があります。

※2 家庭の経済状況等の基準は、日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準（189,400円）を目安に長崎県社会福祉協議会会長が決定します。養成施設入学後の募集（以下、「在校生募集」という。４月に募集）では、予約生募集よりも緩やかな基準（下記比較表参照）で貸付対象者を設定いたしますので、予約生募集に該当しなかった方は、在校生募集での申請をご検討ください。

家計基準　比較表	
予約生募集	在校生募集
日本学生支援機構　第一種奨学金の家計基準	日本学生支援機構　第二種奨学金の家計基準
189,400円	381,500円

※3 学校活動等で特に優れた成果を収めていると学校長が推薦する方も、学業成績が優秀な方として扱います。

３．申請受付期間及び募集人員

（１）申請受付期間

令和８年１０月２６日から 令和８年１２月２２日まで (本会必着)

（２）募集人員

50名程度

４．貸付額と利子

（１）貸付額は、以下のとおりです。（貸付額は千円単位）

・修学費	月額50,000円以内（総額1,200,000円以内）
・入学準備金	200,000円以内（新入生に限り、初回の貸付時に送金）
・就職準備金	200,000円以内（卒業時に送金）

※ 生活保護受給世帯及びこれに準じる世帯の方は、生活費加算を上乗せして申請することができます。ただし、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）を利用される場合は、併給が認められていないため、生活費加算は行われません。なお、生活費加算の額は、生活扶助基準額の居宅（第１類）のうち、申込者の貸付申請時における居住及び年齢に対応する区分の額に相当する額となります。詳細の金額は、長崎県社会福祉協議会にお尋ねください。

※ 生活保護受給世帯に準じる世帯の方とは、前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた方をいいます。

ア）地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第１項に基づく市町村民税非課税世帯の方

イ）地方税法第323条に基づく市町村民税の減免世帯の方

ウ）国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の保険料の減免世帯の方

エ）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収猶予を受けた方

※ 他奨学金との併用について

日本学生支援機構の貸与型奨学金（返済が必要な奨学金）との併用は可能ですが、他の国庫補助事業（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等）との併用はできません。

※ 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金等）との交付調整について

次のとおり、本資金の交付額を調整いたします。

・修学費（半期毎）＝（授業料＋各校納金）－ 授業料減免額
・入学準備金　　＝ 入学金 － 入学金減免額
・就職準備金　　交付調整なし
・生活費加算　　併給不可

（２）利子は無利子です。ただし、返還債務の最終返還期限を過ぎた場合は年３％の延滞利子を徴収します。

（３）貸付期間は原則２年間です。ただし、修学期間が２年を超える場合であっても、修学費を総額120万円以内で設定する場合は、当該修学期間が貸付期間となります。

（例）４年生大学（修学期間４年）に進学する場合の修学費および貸付期間
・修学費　25,000円×12か月×４年　※ 総額120万円以内
この場合は、修学期間の４年間が貸付期間となります。

（４）生活費加算の貸付期間は２年が限度です。

５．申請の手続き方法

貸付を希望する方は、在学している高校に以下の書類を提出してください。提出を受けた高校は、申請者の書類を取りまとめの上、次の書類と合わせて、申請期限までに長崎県社会福祉協議会に提出してください。

▷推薦書（様式第３号）
▷調査書

＜提出書類＞

①貸付申請書（様式第１号）
②個人情報取扱いに関する同意書（様式第２号）
③住民票（世帯の全部、個人番号のないもの）
④推薦書（様式第３号）　※高校側で作成して提出
⑤市町村長が発行する所得及び課税状況を証明するもの（所得課税証明書等）
※申請者世帯の生計維持者等（原則として父母）の証明が必要です。
※必ず市町村の窓口で『課税所得額（課税標準額）』及び『市町村民税調整控除額』の記載がある証明書の発行を依頼してください。
⑥市町村長が発行する所得を証明するもの（所得証明書等）
※連帯保証人分。⑤と重複する場合には省略可
⑦調査書　※高校側で作成して提出
⑧福祉事務所意見書（様式第21号）　※生活保護世帯のみ
⑨申請書チェックリスト

６．連帯保証人

申請には、以下の（ア）、（イ）の条件を満たす連帯保証人が１人必要です。

ただし、連帯保証人が（ア）の条件を満たしていないと判断されるときや、生活費加算を申請するときは、２人必要です。

（ア）返還債務を負担することができる資力を有する方
（イ）原則として県内に住所を有する方

７．貸付の内定、貸付契約及び送金

（１）貸付の内定

令和９年１月を目途に、高校を通じて審査結果を連絡いたします。また、内定が決まった場合は、入学準備等のため進学希望の養成校に連絡いたしますので、あら

かじめご了承ください。（入試結果が不合格等だった場合は、速やかに長崎県社会福祉協議会まで連絡ください。）

なお、審査内容については、お答えできません。

（２）貸付契約

令和９年３月ごろ、長崎県社会福祉協議会から本決定に関する案内を送付いたします。同封された借用書様式に記入のうえ、以下の書類を追加して提出してください。

①借用書
②申請者および連帯保証人の印鑑登録証明書
③申請者名義の振込口座通帳の写し
④そのほか、長崎県社会福祉協議会会長が必要と認めるもの

（３）送金

長崎県社会福祉協議会で借用書等を受理し、不備等がなければ、入学後１か月を目途に、初回の貸付金（半期分）を送金いたします。２回目以降の分割送金は、毎年度10月、５月ごろに半期分ずつを送金予定です。

８．貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

（１）養成施設を退学したとき
（２）修学生であることを辞退したとき
（３）心身等の故障のため、卒業する見込みがないと認められるとき
（４）学業成績が著しく不良となったと認められるとき
（５）虚偽その他不正な手段により貸付を受けたとき
（６）その他修学資金の貸付の目的を達する見込みがないとき

９．貸付金の返還

次の場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合を除く）は、原則として一括払いとなります。一括払いがどうしても困難な場合のみ、事由が発生した翌月から月賦又は半年賦の方法により返還しなければなりません。ただし、返還期間は最長４年です。

（１）退学等により契約が解除されたとき
（２）養成施設卒業後、１年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき
（３）県内の保育所等において保育士業務に従事しなかったとき
（４）県内において保育士業務に従事する意思がなくなったとき
（５）保育士業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務に従事できなくなったとき

10．貸付金の返還免除

保育士を養成する学校等を卒業した日から１年以内に保育士の登録を行い、長崎県内において保育士として保育業務等に従事し、かつ、保育士の登録日と業務に従

事した日のいずれか遅い月から５年の間、引き続きこれらの業務に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

※ 過疎地域、離島及び中山間地域等において業務に従事した場合又は中高年離職者等（入学時に４５歳以上の方であって、離職して２年以内の方）が業務に従事した場合は、３年間で返還が免除されます。

１１．その他

申請様式等が必要な方は長崎県社会福祉協議会のホームページから必要な様式をダウンロードしてご利用下さい。

１２．申請及び問い合わせ先

貸付の申請及びこの事業に関しての問い合わせ先は、次のとおりです。

〒852－8555
長崎市茂里町３番２４号　長崎県総合福祉センター２階
社会福祉法人　長崎県社会福祉協議会
福祉人材センター　保育士修学資金担当

▷TEL　０９５－８４６－８６５６
▷「ながさきのふくし　保育士修学資金」で検索
▷お問い合わせは右記の2次元バーコードからお送りいただけます。

ながさきのふくし　保育士修学資金

参考：長崎県内の過疎地域等市町一覧

（令和６年４月１日現在）

市町名	町・区域名
長崎市	旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町、旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、木場、扇山、上大中尾、桂山
佐世保市	旧宇久町、旧吉井町、旧世知原町、旧江迎町、旧鹿町町、旧小佐々町、浅子町、黒島、高島、寺島、下宇戸、烏帽子、平松、俵ヶ浦、里美
島原市	全域
諫早市	旧諫早市、旧多良見町、旧小長井町、旧森山町、黒新田、旧田結村（飯森町）※、旧深海村（高来町）※
大村市	旧千綿村※
平戸市	全域
松浦市	全域
対馬市	全域
壱岐市	全域
五島市	全域
西海市	全域
雲仙市	全域
南島原市	全域
長与町	該当なし
時津町	該当なし
東彼杵町	全域
川棚町	全域
波佐見町	該当なし
小値賀町	全域
佐々町	全域
新上五島町	全域

※旧田結村、旧深海村、旧千綿村は、昭和25年2月1日時点の市町村名です。